

平成27年分

所得税と市・県民税の申告はお早めに！

市・県民税および所得税の申告相談会を開催します。所得の申告は、市・県民税の課税資料だけでなく、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定や、所得証明書を交付するために必要な資料となります。

所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税などが加算される場合があります。

税務署より申告書を郵送しています

佐賀税務署では、前年の申告状況を参考に所得税の申告をしなければならぬと思われる人に、確定申告の申告書などを郵送しています。なお、確定申告が必要な人で申告書が送られて来ない場合は、税務署に問い合わせください。(市役所からの郵送はしておりません)

●問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告することや、A4サイズの普通紙に印刷し、郵送による申告ができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/>

申告受付期間

2月16日(火) ▶ 3月15日(火)

事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出は早めをお願いします

- 提出期限 2月1日(月)
- 問い合わせ・提出先 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成27年分法定調書の提出をお忘れなく

- 提出期限 2月1日(月)
- 問い合わせ・提出先 佐賀税務署 ☎32-7511

●所得税の還付申告は1月4日から税務署で受け付けを始めます

「還付」を受けるための申告は1月4日から税務署で受け付けます。還付申告は医療費控除や住宅借入金等特別控除など、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

申告相談会場と受付時間

申告の際は、源泉徴収票や収支内訳表などの申告に必要な書類を必ず持参してください。佐賀税務署の申告相談会場も、2月16日(火)から開設されます。

会場	場所・電話	受付時間
佐賀税務署	佐賀第2合同庁舎 5階 佐賀市駅前中央 3丁目3-20 ☎32-7511	9時～16時 ※土・日曜は休みです。 ただし、2/21、2/28の 日曜は受け付けます。
多久市役所	市役所4階 大会議室東 ☎75-2013 (申告相談会場) ☎75-2126 (税務課)	8時30分～16時 ※土・日曜は休みです。 ただし、3/13の日曜は 受け付けます。

□ e-Taxで簡単申告

e-Taxは、これまで書面で行われていた申告や納税、申請・届出などの手続きを自宅やオフィスからインターネットを利用して行うことができるシステムです。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 源泉徴収票や医療費の領収書等の添付書類を省略(5年間は保管が必要です)
- 還付金の支払いが早い(早期に処理され、3週間程度に短縮)
- 確定申告期間は、24時間 e-Taxの利用が可能

■問い合わせ 佐賀税務署
 個人課税第一部門 ☎32-7511

□ e-Taxによる申告の際は
 本人の電子証明書が必要です

公的認証サービス電子証明書は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用するもので、市町村役場の窓口で申請して取得することができます。

市民生活課窓口係に問い合わせください。

■問い合わせ
 市民生活課窓口係 ☎75-6116



税金の還付金を騙る振り込め詐欺等にご注意ください！

▶問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126